

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第473号）

〔おおさかQネット関係文書不存在非公開決定審査請求事案 その1〕

（答申日：令和7年12月26日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和4年12月21日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求1」という。）を行った。

（本件請求1の内容）

「大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(R4)」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki-kaku/nr/oqnet2022.html> について、注意書きとして

「1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。」との記載があります。

一方、「「食の安全・安心」に関するアンケート」を見ると、「食の安全・安心に関する府民意識の動向を把握」と記載されています。

また、12/20 付の回答では「前提のもとでの一定の動向の把握と認識しています」となっています。

この調査により得られたデータで「一定の」「府民意識の動向」が把握できるとする根拠が記載された文書を公開してください。

- 2 また、同日付けで、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求2」という。）を行った。

（本件請求2の内容）

「大阪府政策マーケティング・リサーチについて」追加です。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki-kaku/nr/oqnet2022.html#shoku> に次のような記載があります。

Q1からQ3ですべて「している」と回答した層を「意識の高い層」それ以外の層を「そうでない層」とし、「安心層・不安層」との相関をみると、5%水準で統計的有意な差($X^2 = 0.793$ 、自由度=1、 $p > .05$)は見られなかった。

ここでは有意水準を5%とした χ^2 (カイ)二乗検定を行っています。これは回答の「一定の動向の把握」との説明とは明確に矛盾しています。どういうことですか。

また、この調査は以下の説明がついています。この矛盾について、どのように整合しているのが記載されている文書を公開してください。

1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。

「府民全体の縮図」ではない」標本から得られたデータに関する χ^2 (カイ)二乗検定が意味を持つというのはどのような根拠によるものなのかが記載されている文書を公開してください。

- 3 令和5年1月4日、実施機関は、本件請求1及び本件請求2について、条例第13条第2項の規定により、それぞれ不存在による非公開決定（以下「本件決定1」及び「本件決定2」という。）を行い、いずれも「当該行政文書については、作成していないため」との理由を付して審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和5年1月6日に本件決定1を不服として、同月8日に本件決定2を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求1」及び「本件審査請求2」という。）を行った。

当審査会は、本件審査請求1及び本件審査請求2は、一の事務事業について同一人が行った行政文書公開請求に対し同一室・課(所)等が行った決定に対するものであることから、一括して審議することとした。

第三 審査請求の趣旨

- 1 本件審査請求1について
「本件決定1を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。
- 2 本件審査請求2について
「本件決定2を取り消し、改めて文書の特定を行うこと。」との裁決を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 審査請求書における主張
(1) 本件審査請求1について

大阪府のホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki-kaku/mr/oqnet2022.html#shoku> を見ると、公開請求の対象である「食の安全・安心」に関するアンケートに関して、次のような記載があります。

Q1からQ3ですべて「している」と回答した層を「意識の高い層」それ以外の層を「そうでない層」とし、「安心層・不安層」との相関をみると、5%水準で統計的に有意な差($X^2=0.793$ 、自由度=1、 $p>.05$)は見られなかった。

また、「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver.7.0)」の15ページには、次の記載

があります。

その他の分析手法としては・・・

▽ t 検 定……2つの集団の平均に意味のある差があるのかどうかの検定。「対応がある場合」と「対応がない場合」の2つの手順がある。

▽相関分析……2変数間の関係を数値で記述する分析方法

▽因子分析……いくつかの変量間に潜む、共通の要因—共通因子—を探り出す手法

また、52ページには、次の記載があります。

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。

処分理由にある「当該行政文書については、作成していない」ということであるのなら、ここで示されている t 検定などを行うことや、 χ (カイ) 二乗値0.793や400とのサンプルサイズをどのようにして求めたのかについて、その根拠を説明できないということであり、現実にこれらの値を算出している以上、算出根拠となった文書が存在していないはずはありません。

「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」については、そのねらいとして、府民ニーズの把握（つまりは調査の母集団たる府民全体などの状態の把握）が記載されています。

つまり、公開請求対象文書である「この調査により得られたデータで「一定の」「府民意識の動向」が把握できるとする根拠が記載された文書」は、この文書や、この文書の記載の根拠が示された文書です。

改めて文書を特定してください。

(2) 本件審査請求2について

最終2段落が下記のとおりである以外は、前記（1）と全く同じ内容である。

つまり、公開請求対象文書である「この矛盾について、どのように整合しているのかが記載されている文書」、「「府民全体の縮図」ではない」標本から得られたデータに関する χ (カイ) 二乗検定が意味を持つというのはどのような根拠によるものなのかが記載されている文書」は、この文書や、この文書の記載の根拠が示された文書です。

改めて文書を特定してください。

2 反論書における主張

別紙 a のとおり

3 口頭意見陳述における主張

別紙 b のとおり

このほか、「アンケート結果の使用態様や弁明書の記載等について、その根拠が不存在であるはずがない」との陳述について、当審査会委員の「「根拠」として想定しているのは、府がしているようにアンケート結果を解釈、使用してもよいとする根拠となる、世に出ている専門書等か、それとも、アンケート結果の解釈、使用の方針を庁内で合議した際の議事録のようなものか」との質問に対し、審査請求人は前者であると答え、「配付した別紙1、別紙2及び別紙3（添付略）が理論的根拠となるので、これらをベースにした資料が作成されていないはずはない」と陳述し

た。

別紙1 なるほど統計学園（総務省統計局ホームページ）

参考TOP>15 統計エピソード集>調査に必要な対象者数

別紙2 統計学の時間（BellCurve 統計WEB）

Step1. 基礎編>21. 母集団の区間推定>21-1. 母集団の信頼区間の求め方1

別紙3 Excelで学ぶ統計解析入門（オーム社） 200ページ

10.1 中心極限定理

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 本件審査請求1について

ア 弁明の趣旨

本件審査請求1を棄却する裁決を求める。

イ 弁明の理由

社会調査において無作為抽出調査を基本としつつも、全ての事象について府民に対する全数調査や無作為抽出調査を行うことは、迅速性、経済性の観点で課題がある。そのため、速やかに動向を確認する際には、インターネットモニター調査である「おおさかQネット」を実施している。

調査結果については、回答者が民間調査会社のインターネットモニターであり、無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではないことを前提として、一つの調査結果として受け止めて「一定の動向」と表現しているに過ぎず、本件請求文書に該当する資料は作成していないため、存在しない。

なお、審査請求人が審査請求書の「審査請求の理由」において引用している「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」は、政策マーケティング・リサーチの基本的な考え方をまとめたもので、「おおさかQネット」によって得られたデータで「一定の」「府民意識の動向」が把握できるとする根拠に該当するものではない。

ウ 結論

本件決定1は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

(2) 本件審査請求2について

ア 弁明の趣旨

本件審査請求2を棄却する裁決を求める。

イ 弁明の理由

社会調査において無作為抽出調査を基本としつつも、全ての事象について府民に対する全数調査や無作為抽出調査を行うことは、迅速性、経済性の観点で課題がある。そのため、速やかに動向を確認する際には、インターネットモニター調査である「おおさかQネット」を実施している。

調査結果については、回答者が民間調査会社のインターネットモニターであり、無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではないことを前提として、一つの調査結果として受け止めている。

「おおさかQネット」のホームページでも「「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。」と明示している。この前提の下で結果に対して χ^2 (カイ)二乗検定が成り立つものと仮定して検定を行っており、この仮定を証明するような資料等は作成していない。

なお、審査請求人が審査請求書の「審査請求の理由」において引用している「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」は、政策マーケティング・リサーチの基本的な考え方をまとめたもので、「おおさかQネット」によって得られたデータに関する χ^2 (カイ)二乗検定が意味を持つ根拠に該当するものではない。

ウ 結論

本件決定2は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 実施機関説明における主張

弁明書における主張と同旨の主張のほか、おおむね次のとおりである。

「おおさかQネット」の実施に関する行政文書として、毎年度、次のとおり作成して運用している。

- ・調査業務委託業者との契約に関する文書（仕様書、入札参加資格の決定や一般競争入札の実施に係る文書、契約書、業務検査結果の通知文、経費支出何等）
- ・庁内各部局に対する「おおさかQネット」の利用意向調査、担当者向け政策マーケティング・リサーチの研修資料
- ・「おおさかQネット」による調査の概要及び結果の公表（府ホームページに掲載）

本件決定1及び本件決定2を行うに当たり、請求内容に係る情報が記録されている可能性がある行政文書として、「おおさかQネット」の制度創設時の文書や「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7)」策定時の起案文書を探索したが、保存期間満了等により、現在は存在していない。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件決定1に対し、審査請求人は、弁明書や「府民の声」の回答での説明は「おおさかQネット」により「一定の動向の把握」ができるとするもので、なぜ「動向の把握」ができるのかについて、「一定の」という定量的評価について、根拠が存在しないはずはない、と主張する。一方、実施機関は、次のように主張する。

- ・「おおさかQネット」の結果については、回答者が「府民全体の縮図」ではないことを前提として、一つの調査結果として受け止めて「一定の動向」と表現しているに過ぎず、本件請求文書に該当する資料は作成していない。
- ・請求内容に関係する情報が記録されている可能性がある「おおさかQネット」の制度創設時の文書等は、保存期間満了等により、現在は存在していない。

本件決定2に対し、審査請求人は、 χ (カイ)二乗検定の結果をホームページで示し、「5%水準で統計的有意な差は見られなかった」などと説明している以上、検定の結果が無意味であると認識していなかったことは明らかであり、この認識に係る根拠が示された文書が存在しないはずがない、と主張する。一方、実施機関は、「おおさかQネット」の結果はあくまでそのアンケートの回答者の回答状況に止まるとの前提の下で、結果に対して χ (カイ)二乗検定が成り立つと仮定して検定を行っており、仮定を証明するような資料等は作成してはいない、と主張する。

審査請求人の主張は、「おおさかQネット」の実施に際しての検討を記載した文書が存在しないはずはない、というものであるが、次の(2)で述べる「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」(以下「ガイドライン」という。)についての主張を除いて具体的ではなく、実施機関の主張を覆すほどのものではない。

そこで念のため、当審査会において現存する「おおさかQネット」に関する行政文書を確認したところ、審査請求人が主張するようなものは見当たらなかった。

以上のことからすると、本件決定1及び本件決定2は、いずれも妥当である。

(2) また、本件決定1及び本件決定2に対し、審査請求人は、対象文書はガイドラインやガイドラインの記載の根拠が示された文書である、と主張する。

一方、実施機関は、ガイドラインは政策マーケティング・リサーチの基本的な考え方をまとめたもので、「「おおさかQネット」によって得られたデータで「一定の」「府民意識の動向」が把握できるとする根拠」や「「おおさかQネット」によって得られたデータに関する χ (カイ)二乗検定が意味を持つ根拠」に該当するものではない、と主張する。

当審査会においてガイドラインを見分したところ、リサーチの手順や思考方法、調査設計等についての解説が主で、「おおさかQネット」を活用したネットアンケートを題材にしたケーススタディや「おおさかQネット」のことと思われる短い記載はいくつか見受けられるが、「おおさかQネット」そのものの説明や解説はない。また、クロス集計、回帰分析、t検定、相関分析及び因子分析がデータの分析手法として紹介されているが、ごく簡単な用語説明的なもので、どのようなデータについて行うものかといった説明などはない。

そのほか、審査請求人が主張の拠り所として挙げるガイドラインの記載は、社会調査に共通の約束事や「おおさかQネット」が分類されるWEBアンケート調査以外の手法についての留意事項であることが確認された。

以上のように、「おおさかQネット」によって得られたデータで府民ニーズが把握できるこ

とを根拠付ける記載は、ガイドラインには見当たらず、よって、ガイドラインを本件請求1、本件請求2の対象文書と特定しなかった実施機関の判断は、妥当である。

ガイドラインの記載の根拠が示された文書については、口頭意見陳述での審査請求人の発言から、ガイドラインを作成するために使用した専門的な資料や書籍と解されるところ、ガイドラインが本件請求1、本件請求2の対象文書に当たらない以上、当該資料等も本件請求1及び本件請求2の対象文書に当たらない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「おおさかQネット」の結果について、実施機関は当該アンケートの回答状況にとどまるとしながら「府民の割合」として使用していること、全数調査あるいは無作為抽出調査でないにもかかわらず χ^2 (カイ)二乗検定を行っていることについての矛盾や説明責任を縷々主張するが、このことは、前記2の判断に影響するものではない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子

◎弁明書に記載された「弁明の理由」について

(1) 第五の1 (1) イの第1段落及び同(2) イの第1段落について

2017年9月に出された日本学術会議の提言「社会調査をめぐる環境変化と問題解決に向けて」(別紙3)(添付省略)で示された同会議の問題意識は、そもそも社会調査は統計学に基づいて適切に行われるものでなければならず、「モニター調査」では(標本の代表性に問題を生ずるために)「住民基本台帳又は選挙人名簿から無作為抽出によって対象者を抽出して実施すべきであり、「回収率が高くなければならない」というものです。

つまり、「迅速性、経済性の観点で課題がある」ためやむなくモニター調査を行うということであれば、調査結果はそのような制約を抱えたものであることを踏まえた上で使用しなければならないはずで、この点について大阪府は、2023年1月5日付け「府民の声」の回答(別紙4)(添付省略)において「インターネットモニター調査の限界を踏まえた上で」と、この点を認めています。

しかし、大阪府は χ (カイ)二乗検定の結果をホームページで府民に示し、「統計的有意な差は認められなかった」などと説明しています。この点につき、大阪府は弁明書の中で「この前提の下で結果に対して χ (カイ)二乗検定が成り立つものと仮定して検定を行っており」としていますが、標本が代表性を持たないのであればこのような仮定が成立しないことは明白であり、また、ホームページのどこにもこのような仮定を置いているという説明はありません。電話での質問の際にも、担当者は仮定云々と言っていましたが、そのような仮定が成立するはずがないという点は認めざるを得なくなり、「おっしゃるとおり」としか言えなくなっています。また、同時に「標本に代表性がないことはホームページで示している」と主張していましたが、この記載をもって一般の府民にそのような仮定を置いていることを理解しろというのはあまりにも不適切で、「標本に代表性がない」との事実がどのような意味を持つものであるかを理解せず、「統計的有意な差は見られなかった」などとの説明をそのまま受け止めてしまいます。

以上のとおり、大阪府のホームページの記載や「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」、「府民の声」の回答あるいは弁明書の記載は混乱し矛盾を来していますが、いずれも請求対象文書が不存在である根拠にはなっていません。

(2) 第五の1 (1) イの第2段落について

大阪府は一つ前の段落で、「速やかに動向を確認するには、インターネットモニター調査である「おおさかQネット」を実施している」としています。「おおさかQネット」で「府民意識の動向」が把握できることは当然の前提としていますが、本件請求1及び本件請求2は、このように考える根拠が示された文書の公開を求めるものです。「府民全体の縮図」ではないことを前提として、一つの調査結果として受け止めて「一定の動向」と表現しているに過ぎず」という点について、なぜ調査結果が「府民意識の動向」を表していると考えたのかという根拠が示された文書の公開を求めているのであり、弁明書に記載された点は、請求対象文書が不存在である理由にはなっていません。

大阪府は、本調査の χ (カイ)二乗検定において「5%水準で統計的有意な差($X^2=0.793$ 、自由度=1、 $p>.05$)は見られなかった。」と記載しています。この記載は、観測結果に表れた「偏り」が母集団には存在しないとの仮説(帰無仮説)を立てた場合に、この仮説が有意水準5%において棄却されなかったという意味です。弁明書に記載されているとおりに「府民全体の縮図」ではないことを前提として、一つの調査結果として受け止めて「一定の動向」と表現しているに過ぎず

ず、また、「府民の声」の回答のとおり「「一定の動向の把握」とは（略）インターネットモニター調査の限界を踏まえた上で、一つのアンケートの調査結果を事実として受け止めているというもの」であれば、そもそもこのような記載をするはずがありません。

電話での応対の際は、対応した職員は統計学に関する知識がそれなりにあり、審査請求人の言うことをある程度は理解できていたようですが、組織として「標本に代表性がないのであれば、調査結果は府民の動向などを表してはおらず、また、 χ (カイ) 二乗検定は無意味である」という事実を理解できていたのかは極めて疑問です。本件請求1及び本件請求2は、この点を明らかにすることも目的としています。

(3) 第五の1 (1) イの第3段落について

「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」の52ページには、次の記載があります。

4. アンケート調査にあたっての留意点

① サンプル回収数の設定

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。

この記載は、統計学的根拠に基づき、信頼水準を95%としたときにワーストケースとなる観測比率50%の場合でも標本誤差（調査結果を母比率の推定値としたときの真の母比率との誤差）を±5%に抑えるためには、384以上のサンプルサイズ（標本調査の場合にあっては回答者数）が必要となるということを踏まえたものであり、「400サンプルを回収することとします」ということは、この精度を達成するという意味です。よって、この記載が「「一定の」「府民意識の動向」が把握できるとする根拠」であることは明らかです。

しかし、この統計学的根拠についても、標本が母集団に対する代表性を持つということが前提となっており、この前提が満たされない場合、非標本誤差を生ずるために誤差の評価ができなくなってしまいます。

弁明書では「無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではないことを前提として、一つの調査結果として受け止めて「一定の動向」と表現している」としていますが、「「府民全体の縮図」ではない」場合には数学的な評価ができない非標本誤差を生ずるために、どの程度の誤差が生じているのかが分からないものになってしまいます。大阪府は、どのような根拠をもって「一定の」としているのかを明らかにすべきです。

(4) 第五の1 (2) イの第4段落について

大阪府は、 χ (カイ) 二乗検定が意味を持たないことを認めるのでしょうか（少なくとも電話の際に担当者は無意味であることを認めていました。）。そうであれば、ホームページで χ (カイ) 二乗検定の結果を示し、「有意な差は認められなかった」などとの説明を行うことは、明確に府民に対する嘘であるということを認めるということです。

なお、「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」の13ページには、統計的検定の例として

▽ t 検定……2つの集団の平均に意味のある差があるかどうかの検定。「対応がある場合」と「対応がない場合」の2つの手順がある

と記載されており、また、統計的分析の例として、

▽相関分析……2変数間の関係を数値で記述する分析方法

▽因子分析……いくつかの変量間に潜む、共通の要因—共通因子—を探り出す手法

と記載されており、これらの統計学的手法が意味を持つものであると説明されています。 χ^2 (カイ) 二乗検定についての直接的な記載は確かにありません（相関分析が該当するものであるとも解釈できますが）が、学問的根拠はこれらと同じであり、 χ^2 (カイ) 二乗検定をはじめ、適合度検定やF検定、分散分析などの統計学的手法が有効であるものとするものであることは明らかです。

(5) 以上のとおり、弁明書に記載された理由や「府民の声」の回答で示されたもの及びホームページ「大阪府政策マーケティング・リサーチ「おおさかQネット」(R4)」の記載内容については、関連文書の内容や学問的事実、あるいは電話の際の担当者の発言と明白に矛盾し、混乱しています。

大阪府は弁明書の中で、「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」は「「一定の」「府民意識の動向」が把握できるとする根拠に該当するものではない」「 χ^2 (カイ) 二乗検定が意味を持つ根拠に該当するものではない」としていますが、この文書は上記のとおり明白に請求対象文書に該当するものです。

仮にこの論点を措くとしても、大阪府は弁明書や「府民の声」の回答で次のとおり回答しています。

「府民全体の縮図」ではないことを前提として、一つの調査結果として受け止めて「一定の動向」と表現している。

「一定の動向の把握」とは、「「おおさかQネット」の回答者は民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる」と、前述のインターネットモニター調査の限界を踏まえた上で、一つのアンケートの調査結果を事実として受け止めているというものです。

これらは、「おおさかQネット」により「一定の動向の把握」ができるとするものです。なぜ「動向の把握」ができるのか、また、「一定の」という定量的評価について、これらに係る根拠が存在しないはずはありません。

また、 χ^2 (カイ) 二乗検定の有効性について、弁明書や「府民の声」の回答では明確に記載されていませんが、 χ^2 (カイ) 二乗検定の結果をホームページで示し、府民に対して「5%水準で統計的有意な差は見られなかった」などと説明している以上、この掲載の時点で χ^2 (カイ) 二乗検定の結果が無意味であると認識していなかったことは明らかであり、この認識に係る根拠が示された文書が存在しないはずはありません。

◎はじめに

「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022（おおさかQネット）」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/ki-kaku/mr/ognet2022.html> には次の記載があります。

1. 「おおさかQネット」の回答者は、民間調査会社のインターネットユーザーであり、回答者の構成は無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではない。そのため、アンケート調査の「単純集計表」は、無作為抽出による世論調査のように「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる。

しかし、例えば「食の安全・安心」に関するアンケートは、「第3期大阪府食の安全安心推進計画」に定められたアウトカム（**成果目標** 食の安全性に不安を感じる府民の割合 **基準値(2016年度実績)** 21.5% **最終目標(2022年度)** 15%以下）を測定するために行われています。

具体的には、2021年度に行われたアンケートの結果の「単純集計表」（Q「あなたは、現在流通している食品が安全・安心だと思いますか」 A「安全・安心だと思う」12.4%、「どちらかという安全・安心だと思う」69.5%、「どちらかという安全・安心だと思わない」12.3%、「安全・安心だと思わない」5.8%）は、次のとおり（表「第3期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について」 **府の取組** 成果の測定「あなたは、現在流通している食品が安全・安心だと思いますか？」というアンケートを実施」、**目標指標** 食の安全性に不安を感じる府民の割合（「安全・安心だと思わない」と答えた府民の割合）、**2021年度実績(見込み)** 18.1%）計画のアウトカムとして使用されています。

アウトカムは「食の安全性に不安を感じる**府民の割合**」なのであり、上記「調査時点での府民全体の状況」を示すものではなく、あくまで本アンケートの回答者の回答状況にとどまる」との記載とは決定的に異なっています。

また、本件審査請求1に係る弁明書には、不存在の理由として、次のとおり記載されています。

調査結果については、回答者が民間調査会社のインターネットモニターであり、無作為抽出サンプルのように「府民全体の縮図」ではないことを前提として、一つの調査結果として受け止めて「一定の動向」と表現しているに過ぎず

この説明についても、アンケートの結果を「府民の割合」としている事実とは明白に矛盾しています。

そして、上記の「第3期大阪府食の安全安心推進計画の進捗状況について」のとおり、実施機関はこの府民アンケートの結果を「食の安全性に不安を感じる**府民の割合**」、すなわち「府民意識の動向」として使用しています。

弁明書には、次の記載もあります。

社会調査において無作為抽出調査を基本としつつも、全ての事象について府民に対する全数調査や無作為抽出調査を行うことは、迅速性、経済性の観点で課題がある。そのため、速やかに動向を確認する際には、インターネットモニター調査である「おおさかQネット」を実施している。

ここでは、「おおさかQネット」で「速やかに動向を確認」できるものであるとして記載されています。

以上のようなアンケート結果の使用態様や弁明書の記載などについて、その根拠が不存在であるはずがありません。

また、「大阪府政策マーケティング・リサーチ 2022（おおさかQネット）」には次の記載があります。

* Q4で現在流通している食品が安全・安心だと思うかとの質問に対し、「安全・安心だと思う」、「どちらかという安全・安心だと思う」と回答した層を【安心層】、「安全・安心だと思わない」、「どちらかという安全・安心だと思わない」と回答した層を【不安層】とすると、【安心層】の割合は63.7%、【不安層】は19.4%、「わからない」と回答した割合は16.9%であった。

Q1からQ3ですべて「している」と回答した層を「意識の高い層」それ以外の層を「そうでない層」とし、「安心層・不安層」との相関をみみると、5%水準で統計的有意な差($X^2=0.793$ 、自由度=1、 $p>.05$)は見られなかった。

ここでは、統計学の手法の一つである「 χ (カイ)二乗検定(独立性の検定)」(別紙5)(添付略)が行われています。

実施機関の不存在による非公開決定(令和5年2月2日付企推第1248号)(当審査会注:本件請求1、本件請求2とは別の情報公開請求に対する決定)の備考には、次の記載があります。

文書不存在となっている項目については酒井隆著「図解 アンケート調査と統計解析がわかる本【新版】」(日本能率協会マネジメントセンター、2003年)46~47ページを参照しています。

この書籍の157ページ「カイ二乗検定とは」には、「検定」について次のとおり記載されています。

検定とは、母集団の様子に関する仮説(例えば、男性と女性の賛成率に差がある)が正しいのかどうかの判断を下すことです。

ここには「母集団の様子に関する仮説」とあります。つまり、 χ (カイ)二乗検定は母集団(上記では大阪府民全体)に関する仮説について、正しいのかどうかを判断することです。

上記の「5%水準で統計的有意な差は見られなかった」との記載の意味は、大阪府民全体において「意識が高いかどうか」と「安全・安心だと思うかどうか」について有意な関連は見られなかったということであり、有意水準を5%にしていることから、これも「一定の」「府民意識の動向」を表すものとして示されています。

◎「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver.7.0)」の記載について

「大阪府の政策マーケティング・リサーチ」のWebページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020040/kikaku/mr/index.html>には次の記載があります。

政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver.7.0)(ワード:3,128KB)

リサーチにあたっての基本的な考え方とそのプロセスや方法をとりとまとめたものです。

担当:大阪府政策企画部企画室政策マーケティング・リサーチ・チーム

このガイドラインの内容を見ると、「おおさかQネット」に関して次の記載があります。

3. 施設等の非利用理由の調査方法

(略) ここでは、展示系の公の施設などにおけるPDCAサイクルの導入・確立の取組みの中で実施された、非利用者アンケート調査（「おおさかQネット」を活用したネットアンケート）の一例を紹介します。(63ページ)

ここでは、「公の施設やイベント事業」に来場しない理由を調査する事例が説明されています。これはまさに「おおさかQネット」で「府民意識の動向」を把握するための説明にほかなりません。

また、次の記載(略)もあります。ここには、「府民1,000名(性別・年代でサンプルを割付け)を対象としたネットアンケート調査」とありますが、これはまさに「おおさかQネット」の手法そのものです。そして、これにより「府民が期待する大学像のイメージ」を調査することが説明されており、これも「おおさかQネット」で「府民意識の動向」を把握するための説明にほかなりません。

その他、このガイドラインには次の記載があります。

4. アンケート調査にあたっての留意点

① サンプル回収数の設定

サンプル数が多いほど統計的に誤差は小さくなりますが、費用対効果の観点から最低400サンプルを回収することとします。(52ページ)

ここで示されている「400サンプル」について、上記の不存在による非公開決定で示されている書籍には、信頼水準(書籍の表記では「危険度」「信頼度」)95%、回答比率50%の場合、標本誤差(書籍では「サンプリング誤差」)を5%に抑えるためにはサンプルサイズ(書籍では「標本数」)400が必要になるとの説明が行われています。なお、標本誤差とは、アンケートの結果(上記の単純推計表でいえば「(どちらかという)安全・安心だと思わない」の18.1%)を母比率(食の安全性に不安を感じる府民の割合)の推定値とみなした場合の、真の値との誤差をいうものです。この場合、求めるべき真の「食の安全性に不安を感じる府民の割合」は15.7%~20.5%の区間に95%の確率で存在することが期待されるということの意味します。

つまり、このガイドラインの記載は、「一定の」「府民意識の動向」を求めるためのものに相違ありません。

■ ランダムサンプリングについて

目標のサンプル数を確保したいがために、例えば、調査対象のイベントに好意的な態度を示している人だけにアンケート調査をお願いするといったことをしてはいけません。

回収データの信頼性を確保するためには、サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要がありますので、アンケートへの協力をお願いするに際しては、偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう。(69ページ)

まず、上記の「400サンプルを回収することとします」について、その学問(統計学)的根拠は「調査に必要な対象者数」(別紙1)(添付略)であり、「母比率の信頼区間の求め方」(別紙2)(添付略)です。そして、これらの理論的根拠となるのが「中心極限定理」(別紙3)(添付略)です。別紙3には「その抽出方法が無作為抽出であるなら」と、この定理が成立する前提条件が記載されています。上記の「サンプルが特定の条件で偏らないようにする必要があります」、「偏りなくランダムに声を掛けるようにしましょう」との記載は、この条件が満足されるようにとの意味です。そして、「おおさかQネット」では「国勢調査結果に基づく性・年代・居住地(4地域)の割合で割り付けた18歳以上の大阪府民1,000サンプル」とのサンプリングが行われていますが、これもまた、

上記の標本が前提条件を満たしたものに近付けるためのものです。すなわち、「おおさかQネット」は有意抽出による標本調査として行われているものです。

なお、この「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」の記載内容が統計学に依拠していることは、次の記載からも確認できます。

2. 政策マーケティング・リサーチの手法

③データの分析

収集したデータをもとに、施策目的と事業の因果関係又は事業と構成要素の因果関係を分析・整理します。

…

その他の分析手法としては・・・

▽ t 検 定……2つの集団の平均に意味のある差があるのかどうかの検定。「対応がある場合」と「対応がない場合」の2つの手順がある

▽相関分析……2変数間の関係を数値で記述する分析方法

▽因子分析……いくつかの変量間に潜む、共通の要因—共通因子—を探り出す手法

(15 ページ)

ここに示されている「t検定」(別紙4)(添付略)などは、いずれも統計学に基づく手法です。そして、これらが「政策マーケティング・リサーチの手法」であり、データの分析手法として示されているということから、政策マーケティング・リサーチが統計学に基づくものであるということは明らかです。

そして、「はじめに」で示した χ^2 (カイ)二乗検定も、これら統計学に基づく手法の一つです。本件審査請求1に係る弁明書には、次のとおり記載されています。

審査請求人が理由において引用している「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」は、政策マーケティング・リサーチの基本的な考え方をまとめたもので、「おおさかQネット」によって得られたデータで「一定の」「府民意識の動向」が把握できるとする根拠に該当するものではない。

上記のとおり、「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」では「おおさかQネット」による「来場しない理由」や「府民が期待する大学像のイメージ」などの調査に関する説明がなされており、弁明書の主張は明らかに事実ではありません。

以上から、請求対象文書である「この調査により得られたデータで「一定の」「府民意識の動向」が把握できるとする根拠が記載された文書」は「政策マーケティング・リサーチ・ガイドライン(Ver. 7.0)」であり、また、このガイドラインの記載の根拠が示された文書です。